

佐賀県人事委員会告示第4号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成12年佐賀県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月3日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
事業	事業所名	監督機関	事業	事業所名	監督機関
略			略		
労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター（保護課及び地域生活リハビリ課を除く。） 中央児童相談所 関西・中京営業本部 農業技術防除センター <u>地域農業改良普及センター</u> <u>家畜保健衛生所</u> <u>農林事務所</u> 佐賀空港事務所 首都圏営業本部 県税事務所 教育事務所 警察本部（自動車整備工場を除く。） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター（保護課及び地域生活リハビリ課を除く。） 中央児童相談所 関西・中京営業本部 <u>農林事務所</u> 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 佐賀空港事務所 首都圏営業本部 県税事務所 教育事務所 警察本部（自動車整備工場を除く。） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会
備考 略			備考 略		